行政調查新聞

いよいよ開幕した、市民主演の川越市改革劇!

「寺尾大仙波線・不正市道認定問題」についての住民監査請求意見陳述

傍聴者の個人情報を確認する警戒案件?

2018年1月15日午前10時、川越市監査委員会において「**寺尾大仙波線・不正市道認 定問題**」の住民監査請求について意見陳述が行われた。

出席者は監査請求者側7名、代理人:清水勉・出口かおり弁護士、傍聴者5名である。意見陳述に先立って監査委員事務局から監査請求者と傍聴者5名の住所・氏名の記載を求められた。清水弁護士によると「**傍聴者まで記載を求めるのは珍しい**」という。

本件が、慎重な対応を要するという川越市政の緊張感・危機感故か? 陳述傍聴者には、ご丁寧に注意書まで配布された。

配布用

陳述を傍聴する方は、次の事項を遵守してください。

- 1 陳述の間は静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- 2 監査委員の許可を得た場合を除き、写真、ビデ オ等の撮影及び録音はしてはならない。
- 3 放歌、談笑その他騒がしい行為をしないこと。
- 4 所定の傍聴席以外の場所に立ち入らないこと。
- 5 喫煙又は飲食をしないこと。
- 6 監査委員の指示に反する行為をしないこと。
- 7 携帯電話は使用しないこと。(傍聴の際は、電源を切るか又は、マナーモードにすること。)
- 8 その他陳述会場の秩序を乱し、又は、陳述の妨害となるような行為をしないこと。

たとえば裁判などで傍聴席にいる傍聴人の住所・氏名を記載して提出させるなどという裁判所はない。公判の傍聴は国民の権利である。本件、住民監査請求の意見陳 述傍聴も市民有権者の権利であって、その傍聴者の個人情報を特定しておくという のは特殊な事例だろう。

まるで「**誰が市政に逆らっているのか情報を取っておけ!**」と「**誰か**」からの指示でもあったかのようにさえ見える奇異な光景だ。こうなると、緊張感というよりも市政側の警戒感さえ窺える。

<川越市監査委員>

左から 石川隆二氏/牛窪佐千夫氏/新井喜一氏/三上喜久蔵氏



川越市監査委員の意見は「**監査結果で明らかにするので、この場での表明は差し 控える**」とし、清水弁護士による意見陳述が始まった。

以下「枠内」が、清水弁護士が述べた要旨である。

市道基準認定からは許されない

「市道5565号線」この市道認定が違法である。費用負担について市長・関係職員・利益を受けた齊木元市議は費用を負担すべきである。市道の認定は自由裁量ではなく、道路法に基づいて規定ができている。市長の権限であっても議会の承認を得てからできるのであり、勝手にできるものではなく、公共性が高いものである。

川越市長が上記「市道5565号線」を認定した際に定められていた、認定基準は以下のものである。

「川越市道路線認定基準」 抜粋 (平成23年当時)

(認定の基準)

第2条

路線認定の基準は、次に掲げる条件とする。

- (1) 道路が一般交通の用に供する状態にあること。
- (2) 道路の幅員が4メートル以上であること。
- (3) 道路は、原則として公道から他の公道に接続していること。
- (4)路面は、一般交通に支障をきたさない構造であること。
- (5) 排水のため必要がある場合においては、側溝、街渠その他適当な排水 施設のあること。
- (6) 道路の縦断勾配が5パーセント以下あり、かつ、階段状でないこと。 ただし、周囲の状況により通行の安全上支障がないと認められる場合 は、この限りでない。
- (7) 道路が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所の角地は、すみ切りが設けてあること。
- (8) 道路敷内に不法占用物件がないこと。
- (9) 道路敷地の境界は、石杭が埋設されていること等により境界が明確にされていること。
- (10) 道路敷地は、原則として私有地でないこと。

(認定の特例)

第3条

市長は、再認定の場合又は特に公共的若しくは公益的見地から認定することが適当であると認めた場合は、前条の規定にかかわらず、認定することができる。

以上から、市長が誰であっても「**個人的な理由」や「知人のために**」市道認定を することはできないと読み取れる。

1軒2軒の家のために市道を造るのではなく、不特定多数の方が必要とするものとして道路を認定する。誰もが使うからこそ、市税が使われ市によって管理される。従って、本件市道認定が許されることはおかしい。

第2条(3)は非常に重要。公道から他の公道に接続してなければ市道認定できない。第3条の特例要件でも「公共的若しくは公益的見地から認定することが適当であると認めた場合」なのだから、1軒2軒の家のための本件のような道路を市道とすることは許容してはならないと思う。

齊木元市議の邸宅につながる「**市道**」は 市が関与しなければ不可能な分筆から始まった

次に、清水弁護士は資料で提出した写真について「**私が撮ってきたものですけ** ど」と前置きしてから説明する。

本件当該地の公道から撮影されたものだが、右側が齊木氏の邸宅。奥に新宅がある。また、3軒の代替地のうち、中の一軒は空地のままだ。

グーグル・マップの写真で上から見るとよく判るが、齊木元市議名義・齊木氏の 娘名義の土地に跨る建物が建っている。その建物に向かう道が、本件市道である。

清水弁護士は、当時、当該地の土地について川越市土地開発公社で問題になっていた点を議事録から指摘した。

平成22年3月9日、K氏は所有地である川越市砂423番地を「423-1」「423-2」「423-3」「423-4」に分筆し、その内の「423-1」「423-2」が平成22年3月16日に川越市土地開発公社により購入された。続いて、同年3月31日にはMS氏(MS氏は齊木隆弘氏の娘名義)が「423-3」「423-4(県道に接続する巾25㎝の細長い土地)」をK氏から購入している。

これについて、建設部長が経過説明と謝罪をしている事実がある。

小林委員「東側25cmを残して道路をつくるのはどういう意味か?」 建設部長「K氏とMS氏によって隣接土地所有者間で、直接売買されているので、 市は関与していない」

このやりとりだけでも、K氏と齊木氏による直接のやり取りがあったとみられる。その後の経過では、3月9日、川越市砂423番地は「423-1」「423-2」「423-3」「423-4」に分筆される。その1週間後の3月16日に、「423-1」「423-2」川越市土地開発公社が土地を購入。さらに、その2週間後の3月31日にMS氏が購入。

ここで清水弁護士が「これら分筆から売買まで短期間の流れは、事前に打ち合わせをしていなければ、あり得ません。偶然、幅25cmの土地が作られ、それを、そこだけ売るということはあり得ません。絶対にあり得ません」と断言。

一瞬、監査委員会の面々にも緊張が走ったかに見えた。 清水弁護士の意見陳述は、更に核心に迫っていく。

翌年、平成23年6月15日。平成23年第3回定例会(平成23年6月議会)産業建設常任

委員会にて、本件土地がまだ川越市土地開発公社の名義で市の所有地ではない時 点、川合市長は市道への認定を急いだ。

川合市長は、私たちと同じ弁護士なのだから土地登記簿を確認するはずで、この 土地がまだ市の土地ではないと知っていたはずだ。川合市長は、市の土地ではない ことを知りながら市道認定を議会に提出したことになる。当然、議会は「**あまりに も恣意的だ。これは通せない**」と同意をせず、市長は議案を撤回した。

その後、10月18日、MS氏名義の「423-4」(25cmの土地)は川越市へ寄付される。 そして、約2週間後の11月1日に、川越市は川越市土地開発公社から「423-1」「423-2」を購入した。当該地は川越市の土地となった。

その約1ヵ月後、市長は川越市道路線認定基準(平成23年当時)第2条「(3)道路は、原則として公道から他の公道に接続していること」を満たしていないことを承知していながら、市道認定の議案を提出。

12月21日に本会議で議決。市長は「市道5565号線」の市道認定を行った。

だが、本件は川越市道路線認定基準からは逸脱している。本件は特例だと建設部長は言っているが、なぜ特例なのかの説明はない。議会で検討されたのか。市長の見解も見えない。説明すべきだ。他の市道認定している道路と差があり過ぎる。

もともと、分筆の仕方も不可解だし、売買の流れの速さも不可解。土地の売買は、通常であれば不動産屋さんに相談をしていくもの。地方都市では土地の売却が難しい場合もある。ところが川越市では分筆すれば、ものの2週間、1ヵ月で売れる。しかも幅25cmの土地が真っ先に売れる。

そして、市民の声を代弁して清水弁護士が、監査委員に対してキッパリと述べた。

このような経緯を考えると、市が事前に関与していなければ、このような分筆はされないし、売買・市道の認定も難しい。市長は川越市土地開発公社の土地の段階でも「市道にしよう」と議会に出す急ぎ振りは、特定の人のために市道を作ろうとしたとしか思えない。

市道認定を取り消すのが、本筋であり正常である。たかだか100m先の自宅へ辿り着くための道路を市道にしていては、川越市の財政はどうなりますか。川越市予算の濫費として考えるべきである。このような状況を作ったのは川越市である。

取り消した場合の不利益が当該地に家を建てた方に生じる。市道を作るための工 事費用・空地の管理費用で利得を得た人たちに責任を負わせるべきである。

次に、出口かおり弁護士が監査委員会に対して補足する。

市道側、真ん中の空き地。空き地ができたのは市道の認定があった後です。

川越市議会は、空き地が出来ると知らずに、市に騙されたかたちで議決をしている可能性があります。当時の建設部長や建設管理課長は「これは止む無く」行った事業である旨を証言している。数人の所管ではなく、上部の指示がなければ出来なかったことです。

この点につきまして、当時の建設部長や建設管理課長には(**監査委員会で**)しっかり聴き取りしてほしいと思います。よろしくお願いします。

監査委員会の表情を一変させた答弁

意見陳述に続いて、監査委員と清水弁護士・出口弁護士との質疑応答となった。

石川氏

当時の川越市道路線認定基準 第2条(3)道路は、原則として公道から他の公道に接続していること。第3条の特例を満たしていないと?

清水弁護士

はい。

新井氏

道路認定の違法性について。主張の確認をしたい。

清水弁護士

齊木元市議のためなら、自分が所有している土地を使えば必要ない。

道路を市道にすれば、費用がかからない。私道ならば理解できる。空き地「423-6」 の残り方は異常です。意図的なものを感じる。

三上氏

市道認定したことの違法性について。再度伺いたい。

清水弁護士

本来ならば市道認定を取り消すべき。齊木氏の邸宅に直結するための道路だ。公共性がない。公益性も感じられない。しかしそれでは「423-7」の居住者が気の毒だと思うので、原因を作った人々が負担すべきだ。監査委員としては、経過を明らかにし市道認定として取り消すべき。

「423-7」の居住者を追い出したいわけではない。こんな市道をあちこちに作られては困るから、責任者にペナルティを求めるものである。

牛窪氏

空き地「423-6」の塩漬け状態。「423-2」を購入した際に、既にわかっていた?

清水弁護士

3つの土地に入る予定があるとしていた。空き地が残ると説明はなかったと。

出口弁護士

平成23年6月15日平成23年第3回定例会(平成23年6月議会)産業建設常任委員会のやりとり。「建設部としては道路建設の代替え地として、3軒の地主への面積相当分をお願いした」と建設部長が話しているが、どの3軒がどのような配置になる説明はないし、知らないで議決している。

清水弁護士

市議会へ市の方から「きちんとした説明」がなされていないと考えている。

それまであまり表情のない監査委員らだったが、清水弁護士のこの答弁には一同がギョッとした表情を見せたように感じられた。

監査委員会という名称からは、市政問題を是正する中立の立場だと思われ、事実、市政側ではなく市民側の存在でなければならないのだが、実は監査委員というのは市長によって選任されるのである。「市から市議会への説明がなされていない」との清水弁護士の推認に、一瞬顔色を変えた監査委員会は、何かを知っているのだろうか?

意見陳述は正味45分ほどで終了し、その後、市役所入口で請求人たちに向け、清水弁護士による説明が行われた。

清水勉弁護士

監査請求書の中身を具体的に説明し、委員の質問に答えた。この問題は、監査委員会からみても「おかしい」と言わざるを得ない主張だが、市長が選んだ監査委員なので、どう判断するか。2月の中旬か下旬には監査結果がでる。おそらく裁判を起こすことになる。

この問題では監査委員会も「何も問題がない」というようには言えないだろう。 監査委員は当事者ではないから、これからの「お楽しみ」が始まったということで す。これからもがんばりましょう。

長く続いた「川越市長劇場」は終演(終焉)も近いだろう。 いよいよ「市民主演」による「川越市改革劇」が開幕するのだ。

すべての原動力は、自ら立ち上がった志と誇り高き川越市民たちと、その意気に感じてボランティアで指導する代理人「请水弁護士・出口弁護士」との、不正を許さない人間同士の信頼が生んだ連帯感だろう。 お楽しみは始まったばかりだ…。